



祭祀權について

— 民法上の問題として —

木 村 健 助

死者の遺骸または遺骨が何人によつて埋葬せらるべきかといふことは、民法上の問題としても、これまでしばしば學者の間において論ぜられ、また裁判において争はれたところである。

この問題について、判例は、遺骨に關する所有權の成立を認め、その所有權は死者の相續人に歸屬するといふ見解をとつてゐる。即ち大審院は、最初大正一〇年の判例で

【判例一】「抑モ生存者ノ身體ハ人格者ヲ構成スルモノナルヲ以テ、人格者ノ身體其自體ヲ所有者ノ目的ト爲スコトヲ得ザレドモ、身體ノ一部ヲ爲セルモノモ身體ト分離シタルトキハ、有體物トシテ所有權ノ目的ト爲スヲ得ベク、其所有權ハ先占者ニ屬スト爲サンヨリハ、其分離前之ヲ其身體ノ一部ト爲セシ者ノ所有ニ屬スト爲スヲ以テ寧ロ條理ニ適スルモノト爲スベキモノニシテ、法律上何等ノ明文ナケレドモ其精神亦是ニアリト解スルヲ相當トス。遺骨モ亦之ト同ジク有體物トシテ所有權ノ目的ト爲ルコトヲ得ベキモ、既ニ遺骨トナレバ之ヲ身體ノ一部ト爲セシ人格者ナルモノ存セズ。故ニ其遺骨ハ相續人ノ所有ニ歸シ其管理權アルニ至ルモノニシテ、民法第三百八條、相続稅法第三條モ亦遺骨ハ相

大正十一年六月十五日創刊
昭和十九年十月十五日印刷
昭和十九年十月二十日發行

編輯長 安井 章 吾
大坂市北區堂島
上三丁目十五番地
印刷所 西大(池)谷印刷所
大坂市大塚區長柄
中區二丁目十二番地
發行所 關西大學學報部
會員登録號二二五四四九

第二二一號 (改編第四號) 目次

祭祀權について……………木村 健助…(一)

邊疆又は境界綜合地帶の政治的意義……………中村良之助…(六)

チヨリサーと夢……………廣瀬 捨三…(二)

雜誌—能率と標準……………(一六)

續人ノ所有ニ歸シ、從テ被相續人ノ葬式ハ通常相續人之ヲ營ムモノト爲スノ趣旨ニ出テタルモノト解スベク、右解釋ハ我國古來ノ家族制度ノ精神ニ反セザルモノトス」(大審・大正一〇・七・二五・民錄二七輯一四二頁)

【判例二】「遺骨ハ有體物トシテ所有權ノ目的ト爲ルコトヲ得ベキモノニシテ、其ノ所有權ハ相續人ニ歸屬スルモノナルコトハ當院ノ判例(大正十年(オ)第二百十二號同年七月二十五日第二民事部判決參照)トスル所ナルヲ以テ、前戶主ノ遺骸モ亦其ノ家督相續人ノ所有ニ歸屬シ、從テ其ノ家督相續人ニ於テ之ガ管理ヲ爲ス權利ヲ有スルモノト解セザルベカラズ」(大審・昭和二・五・二七・民集六卷三二一頁)

かくのごとき見解は、既に夙くから下級審においても示されてゐて、大審院と同じく相續人所有權説をとつてゐる判例は次の通りである。

【判例三】「人ノ後繼者ヲ得ズシテ夭折スル場合ハ姑ク措キ、然ラザル場合ハ其相續人ニ於テ先人ニ對スル送葬並ニ祭祀ニ任ズベキモノナルコトハ吾人ノ信じて疑ハザルトコロナリ。是ニ由リテ之ヲ觀レバ法ハ亦吾人ノ死體遺骨ヲ以テ相續人ノ所有ニ歸セシムルモノナルコト推論スルニ難カラズ。尙相續財產トハ相續原因トシテ相續人ニ歸シタル財產ノ總稱ニシテ、其權利ハ必ズシモ一旦被相續人ニ歸シタルモノナルコトヲ必要トセザルヲ以テ、相續人ノ所有ニ歸シタル被相續人ノ死體遺骨ハ亦相續財產ノ一部ナリト斷定スルコトヲ得ベシ」(東京地方・大正三・七・二三・評論三卷民六四七頁)

【判例四】「家督相續人ハ前戶主ノ死體遺骨ニ付キ必然之ガ葬儀埋葬ノ義務ヲ負ヒ、其結果之ニ對スル所有權ヲ取得シ、且該所有權ハ家督相續人ノ絕對的特權トシテ何人モ之ヲ左右シ得ベカラザルモノト解スルヲ相當トス」(宇都宮地

方・大正一〇・四・二三・評論一〇卷民一三三五頁)

判例のこの見解に對して學者の多くは反對してゐる。その理由は、第一に、遺骸・遺骨について所有權を認めることが妥當でないからである。第二には、相續人をもつて權利者とするにはその根據がないからである。學者の中には、屍體もなほ「物」であつて所有權を認めても妨げないとし、ただその所有權は「専ら埋葬・祭祀・供養をなす權能と義務とを内容とする特殊のもの」と解する者もあるが（我妻教授「民法總則」一三三二頁）、しかし、遺骸・遺骨については所有權といふものの成立を認めることが不當だと考へる者が多い。埋葬・祭祀・供養をする權利義務といふやうなものは、詳しく説明するまでもなく、およそ所有權といふ觀念とは相容れない觀念だからである。それでは、これを所有權ではないと主張する學者は、いかなる種類の權利または義務だとしてゐるか。或は葬儀埋葬を行ふだけの慣習法上の管理權であるといひ（穂積博士「民法總則」一九五頁）、或は埋葬權であると説明し（中島博士「民法釋義」總則篇三六五頁）、或は死體は死者自身の人格權の目的に外ならずとし、埋葬供養の權利義務をもつて喪主が死者の事務を管理執行すべき權利義務であると解する（近藤博士「相續法の研究」——「死體に就て」一四〇頁）。かくのごとく、遺骸・遺骨に關する權利を所有權と異るところの埋葬供養の特殊の權利であるとするについては私も同じ意見である。ただ私は、この權利または義務が、ひろく埋葬のみならず、その後永きにわたる供養・祭祀を行ふべき權利または義務であると考へる。このやや廣範にわたる一つの權利乃至義務をもつて、私はこれを祭祀權とする。

次に、遺骸・遺骨についての權利義務が何人に屬するかといふ點についても、學者は判例の相續人説に反對してゐる。戸主死亡の場合に、埋葬の權利義務が家督相續人にあるといふのは結果としては妥當であらうが、家族死亡の場合に、この權利義務が遺産相續人に屬するものとするのは明らかに誤りである。例へば、共同相續の行はれるときは如何、相續拋棄のときは如何、これらの場合に解決のつかないこと明らかである。本來この權利は相續を原因として取得されるものでもなく、また單に相續人たる資格においてその者に當然歸屬せしめられるものでもないから、相續人説はこれを説明し得ないものと考へられる。それでは、この説に反對するところの學者は、この權利が何人に屬するものか。多くは「喪主」となるべき者に屬するとし、更に何人が「喪主」となるかは慣習法上定まるものとしてゐる。この説は、相續人説よりも穩當であるやうに見える。しかし、この解釋は實は埋葬の權利が何人に屬するかといふことには答へてゐないの

である。ただ、その權利者を決定するものは慣習法だといふことを言つてゐるのに過ぎない。「喪主」といふのは「葬式ヲ營ム主人トナル者」（「大言海」）、「葬式をいとなむ主人公」（「廣辭林」）のことであつて、即ち「葬儀執行の主體」更に換言すれば埋葬權利義務者といふに外ならぬから、埋葬の權利義務は慣習法によつて喪主となるべき者に屬するといふ説明は、つまり埋葬權は慣習法によつて埋葬權者となるべき者に屬するといふのに過ぎぬ。尤も、穂積博士が「其權利者は、死者が戸主の場合も家族の場合も、世間の觀念上「喪主」となるべき者、即ち子の有る場合には長男又は長女、子のない場合には夫・妻・父・母又は兄弟姉妹の一人、であると考へるのが適當と思ふ」と説明せられてゐるのは具體的に詳らかである。しかし、かく詳らかな説明にかかはらず「慣習法乃至條理の問題」としての一般的な規定または規程がわかりかねると思ふ。今少し簡單な標準に依り得るものとして、私は、この權利をもつて戸主に屬するものと解する。

二

私は、埋葬の權利をもつて祭祀權の内容の一部をなすものと解し、祭祀權は戸主に屬すべきものとするから、埋葬も戸主の行ふべきものであると考へる。埋葬の權利を戸主に屬するものとすれば、その結果においては、或る場合に相續人説と同一になり、また多くの場合に喪主説と同様になるだらう。即ち、戸主死亡の場合には、新戸主が埋葬を行ふべきであると考へるから、新戸主たる家督相續人が埋葬を行ふといふのと同じことになり、結果においては相續人に埋葬の權利があるといふのと變りがない。また、この場合には、家督相續人即ち新戸主が喪主となること明らかであるから、結果は喪主説と同一である。家族死亡の場合には相續人即ち遺産相續人は通常戸主と異なるから、相續人説は私見と一致しない。だが、この場合に、「喪主」なるものを葬儀執行の主體と解すれば、多くの場合において喪主は戸主であるといへるから、喪主説とは一致するだらう。しかし「喪主」といふものを、通俗的の考へに従つて、葬儀の際に位牌をもつべき者、または最初に焼香すべき者だとすれば、私のいふところの埋葬を行ふべき戸主なるものと、通俗にいふところの喪主なるものとは異なることになるだらう。かくのごとく、いはゆる喪主なるものが戸主ではない場合、例へば戸主の數人の子の中の一人が死亡して末子がいはいゆる喪主に立つた場合には、埋葬權は、このいはゆる喪主に屬するものでなくて戸主にあるものと考へねばならぬ。つまり、「喪主」を嚴格な語義に解すれば、それはいつでも戸主を指すことになり、従つて埋葬權

が「喪主」となるべき者に屬するといへば、即ちそれは戸主に屬するといふことになる。また、「喪主」を通俗的語義に解すれば、喪主は必ずしも戸主に限らぬから、埋葬権が戸主に屬するとする私の考へは喪主説と合致しないことになる。なほ、實際において、埋葬権が形式上の戸主に屬しないと考へられる場合もあるが、その場合でも必ずそれは事實上の戸主に屬する。例へば、家族の一人が自ら妻子をもち戸主とは別の世帯を営んで死した場合には、その者が子が埋葬を行ふべきだと考へられる。無論この場合にも死者の埋葬は祭祀権を有する戸主のなすべきことに屬すると考へねばならぬ。しかし、形式上の戸主が死亡家族に對して實質上は戸主でなかつたやうな場合には、その家の一般的祭祀権はもつてゐるとしても、その家族についての埋葬の権利はこれを有しないとせねばならぬ。一家の祭祀権を有するの故をもつて、戸主が、形式上のみの家族であつて事實はさうでない者の埋葬を行はんとするのは祭祀権の濫用となると考へる。戸主の有する祭祀権は、居所指定権や同意権のごとき狹義の「戸主権」ではないが、これらの戸主権が適正行使を誤る場合に戸主権の濫用が惹起されると同様に、祭祀権もまた事實上非家族たる者の埋葬の権利を含むものではないから、右設例のごとき場合に戸主が強い埋葬を行はんとするのは祭祀権の濫用となる。要するに、埋葬の権利を戸主に屬するものといふのは、その戸主が實質上において戸主であるといふことを要件としてである。

今、私見を説明するために、冒頭に掲げた判例の事案について研究してみよう。先づ第一に大正一〇年の大審院判例(「判例一」)の事案をとつてみる。本件は、大正年代のシベリヤ出兵當時に發生した軍人遺家族の法律問題の一つである。戸主の弟で戸籍上その家族である者が、大正九年に下士官として沿海州の或る守備隊に屬してゐて戦歿した。その者には妻と未成年の子があつて、妻は留守部隊長から夫の遺骨の引渡を受け、戸主一家の菩提寺でないところの或る寺に埋葬した。そこで、戸主から家族の遺骨を管理する権利ありと主張して、遺骨の引渡を求めたのである。なほ、被告側たる妻子のいふところによれば、妻は留守隊から亡夫の遺骨を迎へたときに、戸主に對して陸軍省からの下賜金四十五圓をもつて埋葬方を申入れたところ、戸主は埋葬費用としては不足だから不足分を證書として差入れなければ應じ難いと答へたといふことである。

本件は、一審・二審・三審ともに一貫して原告戸主側の敗訴になつてゐる。先づ、第一審の判決は、「原告ハ其家族タリシニ遺骨ヲ管理スベキモノトシ其引渡ヲ請求スルニ依リ、按ズルニ死者ノ遺骨遺體ヲ埋葬スベキモノハ

其遺子ニシテ、子ガ亡親ノ喪主ト爲リ其ノ埋葬ヲ營ミ祭祀ノ體ヲ盡スベキモノナルコトハ我國ニ於ケル古來一般ノ慣例ナルヲ以テ、何人ト雖モ之ニ關スル遺子ノ權利義務ヲ妨グスルコトヲ得ザルモノトス。……次ニ原告ハ戸主權ノ行使トシテ遺骨引渡ヲ請求アリト主張スレ共、戸主權ハ家族關係ノ存続スル場合ノミニ存シ、一旦家族ガ脫退若クハ死亡等ニ因リ家族關係ノ消滅シタル後ニ於テモ尙存スルノ理ナキニ付、戸主權ノ行使トシテ家族ノ遺骨ヲ管理スベキ權利アリトノ事由ニ基ク原告ノ本訴請求ハ到底之ヲ認容スルヲ得ズ(仙臺地方・大正九・一〇・二七・新聞一八一五號一三一四頁)と判示した。この判決では戸主權の行使として家族の遺骨を管理し得るかといふ問題に觸れてゐるが、その解答は判然とはしてゐない。家族が「脱退若クハ死亡」の後には、家族關係消滅してその者に對する戸主權は存在しないといひ、家族の事實上分家した場合には分家者に對して、また家族の死亡した場合には死者即ち遺骸に對して、もはや戸主權は存在しないといふ意味のやうなことをいつてゐる。が、それならば、戸主と同居してゐる家族が死亡した場合に、その家族に遺子があるときは、埋葬の権利は戸主にあるのか遺子にあるのか、といふ點は明らかでない。つまり、本判決では相續人説がとられてゐるやうにも見えるが、それも十分には明らかになされてゐないのである。

第二審の判決は、これも相續人説に依つてゐるものやうであるが、直接にはこれに論據を求めず、埋葬の權利及び義務を有すべき者は、第一順位としては遺子であつて戸主に優先するといひ、その理由で戸主の請求を排斥してゐる。即ちいふ、「民法第九百八十七條(家督相續の特權に關する規定)ハ國體上子孫相繼ギ祖先ノ尊宗祭祀ヲ重ズル精神ニ基ク規定ナルヲ以テ、此點ヨリ推究スレバ、屍骨ハ其者ノ遺子ニ於テ之ヲ埋葬シ祭祀ヲ絶タザルヲ以テ能ク同條ノ法意ニ合スト解スベク、之實ニ倫理ノ根本義ニ一致スルノミナラズ、國風軍儀ニ當リ遺子ガ喪主トナル通例ニ徴スレバ、法律上縱令屍骨ノ埋葬義務者ノ順位ヲ定メタル條文ナキモ遺子ヲ以テ其首位義務者ト斷ゼザルベカラズ。高等官々等俸給令、判任官俸給令、陸軍給與令並同細則、陸軍特別賜金賜與規程、海軍給與令、海軍特別賜金賜與規程中文官又ハ兵卒其他軍務従事員ガ在職死亡ノ場合ニ賜金手當金若クハ埋葬料ヲ遺族ニ給與スル規程ヲ閱スルニ、其受給與者ノ順位ハ死亡者ノ戸主ヨリモ遺子ヲシテ優先セシムルヲ原則トセルコト明ニシテ、是等法規ハ埋葬義務者ノ順位ヲ定ムルニ付キ參照シテ以テ遺子ヲ首位義務者トスル前示斷定ニ資スルニ足ルモノトス。而シテ埋葬義務ハ公益的ノモノナルニヨリ、斯ル義務ハ其性質上履行ニ必要ナル範圍ニ於テ權利ヲ隨伴併存スルコト當然ニシテ埋葬ノ爲メ屍骨管理ヲ必

要トスルヤ論ヲ俟タザルトコトナレバ、首位義務者タル遺子ハ戸主ニ先ダチ屍骨管理ノ權利アルコト著名ナリト云ハザルベカラズ。然ラバ則チ本件遺骨ヲ遺子タル被控訴人ニ於テ管理シ自ラ相當ナル場所ニ埋葬シタルハ控訴人ノ權利ヲ害スルモノニ非ズ且之ヲ不法ナリト言フヲ得ズ。其墳墓場所ガ祖先傳來ノ墓地ニ非ザル一事ニ於テハ控訴人ニ訟訴請求權ヲ生ズルモノニ非ズ」(宮城控訴・大正一〇・一・二九・新聞一八一六號一八頁)と。更に、大審院の判決は本稿冒頭掲出のごとく相續人所有權説をもつて、右控訴審判決を支持し、「然ラバ原判決ガ家族ノ遺骨ハ其相續人タル被上告人(被控訴人)ニ於テ之ヲ埋葬スル權利アリトシ、戸主タル上告人(控訴人)ニ之ガ管理權ナシトシテ上告人ノ本訴請求ヲ排斥シタルハ相當」であるといつてゐる(前掲民録二七輯一四一頁)。本件は具體的解決としては、戸主の請求を却けることが妥當だつたやうであつて、ただその理由づけは、一審では單に埋葬權が遺子に屬するからといひ、二審では埋葬首位義務者は遺子であると説き、三審では相續人所有權の理論をもつてしてゐる。大審院のつたこの理論は、前にも記したごとく、學者の批判を受け(中島博士・論叢七卷一號批判・穂積博士「判例民事法」大正十年度二二二事件)その誤れることを指摘されてゐる。私は、本件の事實關係がなほ詳らかでないが、死亡家族が既に事實上は分家戸主であつたと思はれる點をもつて、埋葬權は事實上の分家の新戸主となつた遺子に屬すると考へる。假に實質的分家がなされてゐなかつたとしても、遺子側の主張するごとく埋葬費用の不足云々といふやうな事實があるとすれば、戸主側の遺骨引渡請求は祭祀權濫用であると考へる。

次に第二の實例として前掲昭和二年の大審院判例の事案をとつて私見を適用してみよう。

本件では事實關係がやや複雑のやうに察せられる。妻及び繼子を有する人夫戸主が實家において盜死を遂げ、實家側はその盜死が妻の虐待を怨んだ結果であつたといふことと、本人の遺書に基いたのだといふことを理由として實家の墓地に埋葬したのに對して、死亡戸主の家督相續人たる繼子から遺骸の引渡を請求したものである。本件は妥當なる具體的解決がやや困難であつたやうで、原審は、兩家親族の間に争あり協議の結果實家の墓地に埋葬を決定したのだから家督相續人は遺骸に對する所有權を拋棄したものでその引渡を請求し得ないと判決したが、大審院は本稿冒頭掲出のごとく、判例を踏襲して相續人所有權説を判示し、更にこの權利を拋棄し得るや否やにつき、「遺骨又ハ遺骸ハ單ニ埋葬管理及祭祀供養ノ義務ヲ負フニ止リ、之ガ所有權ヲ屬スルモ實ハ叙上ノ目的ヲ達スルガ爲ニ外ナラ

ズ。從テ遺骨又ハ遺骸ノ所有者ハ他ノ財貨ノ所有者ト異リ所有權ヲ拋棄スルガ如キハ之ヲ許サザルモノト云ハザルベカラズ。何トナレバ遺骨又ハ遺骸ノ所有權ヲ拋棄スルトキハ祖先ノ祭祀供養ヲ廢スルコトト爲リ善良ノ風俗ニ反スルヲ以テナリ」(前掲三一頁)として原判決を破毀してゐる。埋葬の權利は戸主に屬するといふ私の考へからいへば、本判決は結果としては正しいといふことになる。死者が入夫戸主であらうと新戸主が繼子であらうと、埋葬の權利が戸主にあることには異なることがない。ただし、その適正なる行使に限り戸主にこれを認めるのであるから、その行使の適正であるか否かは今少し具體的事實を詳らかにしなければ適當な判断を下し得ない。例へば、入夫戸主の事實上の離婚が既に成立してゐたか否か、死者本人の遺志が明らかでそれが尊重せられたか否か、戸主即ち家督相續人が權利を拋棄したのでなくて埋葬を委任または代行せしめた事實が存するのではないかなど、これらの諸事情をも明らかにしなければ、いづれが埋葬をなすべきか決定することができないと思ふ。

第三の實例として、前掲下級審判例の一つ(判例三)をとつてみよう。妻が夫と三人の子を遺して死亡したところ、親族の者が(妻の實家か)妻の遺骨を火葬場から勝手に持ち歸つてしまつたので、夫と三人の女子から損害賠償を請求した事件である。判決は、本稿冒頭掲出のごとく相續人所有權説をもつて判示した後「亡ノ遺骨ハ原告——子——子——子三名ノ所有ニ屬シ、其相續分ハ相均シキモノト認ムル外ナク、被告等ガ右原告等ノ承諾ヲ得ズシテ亡ノ遺骨ヲ領得シタル所爲ハ故意ニ原告——子——子——子ノ各所有權ヲ侵害シタル共同不法行為ナリト認定セザルヲ得ズ」(前掲・評論・三卷六四七頁)といつて三人の子については損害賠償請求を容れてゐる。この判決は大正三年といふ相當古いものであつて、相續人所有權説を判示した判例としては最初のものであらうが、誤つた所有權論を前提として、これを徹底して適用してゐるだけに、結論は甚だ奇怪なものになつてゐる。勿論私見は、この場合亡妻の夫がおそらく戸主であらうから、夫が戸主として埋葬權を有するものとする。

第四の實例として前掲下級審判例のも一つ(判例四)に見えてゐる事案をしらべてみよう。戸主が家督相續人たる長男と同居せず四男と同居中に死亡し、長男から死體引取請求をなしたものである。判決は「人ノ死體遺骨ガ其相續人タル長子ニ於テ喪主トナリ葬儀埋葬ノ營マルコト我國古來ノ一般慣習トシテ顯著ナル事實ナルノミナラズ、我相續制度ハ沿革上其源ヲ祖先ノ祭主權相續ニ發シ、殊ニ家督相續人ニ於テハ先人ノ身分承繼ヲ以テ其根本義ト爲シ、祖先ノ祭祀ヲ尊重

一審大正一〇・一・二九・新聞一八一六號一八頁

シ之ニ必要ナル墳墓及祭具ニ付キ其所有權ヲ家督相續人ノ特權トスベキコトヲ明定セリ。由是觀之、家督相續人ハ云々（以下前出）といひ、相續人説でもあるやうであるが、むしろ私見と同じ戸主説だといつて差支なく、「相續人」とか「家督相續人」といふ語の代りに「戸主」とか「新戸主」といふ語を入れて讀んで十分に意が通ずる。この判決は具體的解決としてもおそらく妥當であらうと思はれるが、事實關係の詳細がわからぬから十分の批評ができない。

三

埋葬の權利義務が戸主に屬するといふ私の見解は、この權利義務が喪主たるべき者に屬するといふ考へと、或る程度まで——喪主の語義を嚴格に解すれば、一致するものであることは前に述べた通りである。しかし、喪主の語義を寬濶いづれに解するにしても、結局喪主説は私見と異なるところがある。元來喪主といふものは葬儀執行の一時の制に過ぎない。この點は疑ないところである。しかるに、遺骸・遺骨についての權利義務は埋葬のみに終るものではない。更にその後の供養・祭祀に及ぶべきものである。しからば、その後の供養・祭祀は何人によつて行はれるべきであるか。かつて塗葬の際に喪主たりし者が、もはや喪主とはいへないが、供養祭祀の任を負ふものであるとすべきだらうか。假にその點はさうであるとして、しかしその喪主たりし者自身が亡くなつた後は、何人が供養・祭祀をなすべきだらうか。例へば、亡父の埋葬を了へて後、喪主たりし子が死亡した場合には、亡父の供養・祭祀は何人がこれをなすか。おそらく、孫がこれを行ふべきであるとせられるだらうが、いかなる原因によつて然るのであるか。埋葬の權利が、一般に説明せられるごとく、埋葬・供養・祭祀の權利義務といふべきものだとするならば、永く世代を超えても消滅しないものでなければならぬ。超世代的である上は、一定常在の身分または資格を有する者にいつまでも繼承されてゆかねばなるまい。だから、喪主といふごとき一時的の資格者を以てしては、埋葬・供養・祭祀の權利義務のごとき永續性を帯びたその歸屬を定め得ないと思ふ。私が喪主説をもつてしては不十分だと考へる所以はここににある。

かくのごとく、遺骸・遺骨についての權利義務が埋葬より供養・祭祀に及ぶそれであるとすれば、埋葬權といふ名稱では掩ひ盡せないと思ふから、埋葬といふ語よりも一層ひろい内容を含むものとして、私は假にこれを祭祀權といふ。埋葬權を含むところのこの祭祀權は前述のごとく戸主に屬するものと考へるが、私がこれを戸主に屬すべきものと考へる理由は、第一には即ち右のごとき祭祀の永續

性によるのである。

祭祀權が戸主に屬するものとする理由の第二は祭祀の家族性である。埋葬・供養・祭祀一般の本來の性質は家を本位として行はれるといふ點にあり、それは全家族的のものである。その權利義務は、従つて家の代表者たる家長に屬すべきものと考へられるからである。一家にあつて、死亡した者が戸主であるにしても家族であるにしても、その埋葬・年忌などの祭儀が、家の行事であつて個人の事務でないことは明らかである。遠い祖先の祭祀のごとき、またもとより然りであつて個人的なものではない。かく祀祭が全家族的性質を帯びたものであることは疑ふ餘地がない。これをもつて、埋葬・供養・祭祀は、家の行事として家の代表者たる者の職分に屬し、即ち戸主をしてこれを行はしめるのである。

四

私のいふ祭祀權とは以上説明したごときものであるが、これに關して民法は如何に規定してゐるか。もとより、遺骨・埋葬などに關する規定は民法典には設けられてゐないし、祭祀についての規定も、直接これに關するものは見えてゐない。しかし、家にとつての祭祀の重要性を看過してゐるのではない。民法の定めたる家なるものは、原則としては世代を超えて存續すべき永續的團體である。二世代または三世代の人々の一時的集團をもつて終る家はむしろ例外である。かくのごとくして、本來の家が如何にして繼續するかといへば、相續の規定によるのであるが、相續なるものは何のためであるか、畢竟それは祭祀の繼續のためである。即ち家の繼續は祭祀の繼續が中心目的なのである。それ故に、家族法・相續法の重要な規定の中には、祭祀の繼續といふことを離れては解釋することのできぬやうなものが幾つもある。その主なるものとしては第一に第七六二條を擧げることができる。この規定は廢家禁止の規定である。一家新立の戸主には廢家を認め、相續戸主には特殊の場合の外廢家を許さないのである。家族のない家でも、相續財産のない家でも、すべて廢家を禁ずるのは何故であるか。祭祀の維持といふ目的を見ないではこれを領解し得ない。大審院も「畢竟同條ハ我邦古來ノ習俗タル祖先ノ祭祀ヲ絶タザラシメントノ趣旨ニ外ナラズ」（大正二一・一六・六一、民集二卷三七六頁）と説明してゐる。次に、第九八七條の規定もまた家の祭祀のための規定である。本條はいはゆる家督相續の特權を規定してゐるのであるが、系譜・祭具・墳墓の所有權を家督相續の特權に屬せしめてゐるのは、家督相續をなして戸主となるべきものに、その家の祭祀を行はしめんとするに外ならぬので

ある。因みに、本條にいふ「家督相続ノ特權」の意義は、通説に従へば、これらの物件が相続開始の際被相続戸主の所有たりし場合には、これを遺贈または贈與をなすことを得ずして相続人これを繼承し、かつ遺留分の中に算入するを要しない、といふことだとされてゐる。しかし、私はこの「特權」を世襲の特權に近いものと解し、これらの物件を所有する戸主が祭祀を害するがとき處分は許されず、家督相続人は祭祀繼續のため當然相続し得ることを意味する規定だと考へる。次にまた、祭祀を間接に規定するものとしては第七四三條中の廢絶家再興のそれを擧げることができる。家の再興とは如何なることを指すのであるか。それは民法上如何なる效果を生ずることをいふのであるか。再興は相続ではないから廢絶してゐる家を繼續して戸主權を引續ぎ財産を相続するといふことではない。しからば、單に新しく家を構成することであるか。分家や一家創立とは異るとされてゐる。廢絶家の氏を復活し乃至はその家格を備へるにいたるのだと説明されてゐる。しかし、氏や家格の復活は家の再興に伴ふ附隨的效果に過ぎぬ。再興の本來の效果は、即ち祭祀の復興に外ならぬのである。

右のごとく、民法の諸規定が祭祀を規定してゐることは疑ひもないことである。しからば、この祭祀繼續といふことは、通常説明せられるごとく、家族制度上の慣習に違ひないが、それは單なる慣習に過ぎぬであらうか。或は單なる禮制上の習俗を出でないものだらうか。私は現行民法上においても一種の權利または義務であると考へる。前記第七六二條の規定に見ても、戸主に祭祀の義務が負はされてゐるからこそ家を廢することが禁ぜられてゐるのである。また第九八七條の規定についても、戸主に祭祀の權利または義務を處せしめてゐるが故に、系譜・祭具・墳墓の所有權を「家督相続ノ特權」としたのである。また第七四三條の再興の規定においても、再興の主たる效果は即ち祭祀權の取得以外のものではない。即ち、再興戸主が廢絶家の祭祀の權利義務を取得することが民法上の再興なのである。私が祭祀權といふものの存立を主張する所以は、この古典的とも思はるだらうところの觀念をことさらに借用して、これに現行民法の衣をつけてみようとするがためではない。この觀念をもつてしなれば、民法の規定する祭祀一般を解し得ないし、更に葬儀・遺骨などの事項につき適正なる解決をなし得ないと思ふからである。また、この觀念をもつてしなれば、戦時において比較的生じ易い或る種の紛議を解決することもできなと思ふからである。

邊疆又は境界

綜合地帯の政治的意義

教授 中 村 良 之 助

本論稿に對する「言分け」

泰西諸國が近世に希望せし處は、強大なる中央集權と法治主義の萬能にあつたらう。然るに彼等の政府がなせる領土の割讓や變更、甚しきは買收等の行動は、前記の意志に反するものである事理が不明に置かれてゐる。茲に、彼等の國政の論理と論理が、近々數年の敗者たるドイツの地政學に脅かされ、戰はざるを得ざるに至つた原因が秘んでゐる。即ち、一國領土に於ける邊疆と境界は當該政治の中心的課題であらばねならない。ゼオグラフィと云ふものは其機械的形式構成と自らの弱點故に、此點は長く不問におかれたものである。大東亞政域では「地政」といふ事はそんなに眞新しい事では無い。にも拘はらず、其政治秩序に新舊秩序が争はれるのは、彼等泰西諸國が持ち込んだ植民地政治制即ちゼオグラフィにおける邊疆の觀念の故である。首都と中央集權そして地方分權とを平地上に相對せしめて所謂政權を平面的に抗争し拮抗するものと考へる愚はやめねばならぬ。

「率土の濱も王土」との表意を再び味はねばならぬ。

社會學は「原始國家時代には、各種族國家が其周圍に、廣い一定の地域を置いて他の種族の境界としてゐたが、此境界地帯は夫れを挟んで居る何れの種族にも屬しない地域であつた」と説明を與へてゐるが、然らばこれ等の「歸屬の不明な又は兩族から不可侵の土地」に就いて右種族居住地から眺むれば「邊疆」と稱し得るものでは無かつたか。但しかかる場合は嚴密に政治的なる觀念によるもので無く、極めて廣い全生活圈的の意味であつた事は勿論である。

ヨーロッパの歴史に就いて見ても、古代ローマ帝國は文化水準を異にし、生活様式を異にするゲルマン民族の生活圏との境界地帯を設けてゐたが、此地帯は後に、人口の増加と交通の發達によつて、狭められて（ゴートやヴァンダルやアングロサクソン、ロムバルディア等のゲルマン各種族とアジア系民族）そこに自立し

た何れかの國々の領土に編入せられた。雖て其の國々によつて國境線が打立てられるに至つたのは可成り後年の事で中世に於いても尙國境は未定で極めて近代に至つて其國家觀念に伴つて稍明瞭になつたのである。

支那大陸の場合、近世に至つてイギリスがヒマラヤ山下に、ロシアが中央アジア、シベリアから、そして又安南を介してフランスが各方面を經略して來るにつれて、支那大陸は其處に對立國家（近代の西歐の法的觀念の國家）のある事を認めざるを得ざる仕儀（外部側からの境界設定の強要）となつたが、之等外諸國の主權的領域の外に、換言すれば支那大陸側から見ても主權の及ばない廣大なる地域が存置せられたのである。即ち蒙古、新疆、西藏等の地域で、これ等の支那大陸の周邊部の文化水準を異にする民族に對して漢民族は同質又は對等のもの（政治的にも）と考へず、況んや近代的な國としての關係にもあるので無かつたから、勿論國境の觀念も持たず唯、漢民族の實勢力の及ばない、所謂舊「甌脱の地」なのであつた。

以上の三つの事例は勿論、近代の國境觀念と邊疆の觀念の差は、近代の「主權國家」とか「主權領域」とか云ふものに依るものであつて、これは從來の地理的國境論に於ける「帶的性狀」を帯びたものの謂ひに在る様である。從而「邊疆」の觀念は洋の東西、時の古今を通じて各民族、人種は感じてゐた事は以上の諸例によつても想像される所で、此意味から主として、大陸や内陸に領土を持つた民種程、其用語として實感の痛切さと觀念としての正當さを會得したものであると稱し得るであらう。

邊疆と云ふ觀念は近代主權國家にはなかるべき觀念である。彼のボーダンの主張せる近代主權觀念の屬性として絶対、最高唯一、不可分が其儘、之を領土上に適用されるとしたら一領域は單純に一律に連なる譯で、所謂國境線迄等標に主權が及ぶと同時に其一線にて終る筈で其間に邊疆と云ふ特別地域の存在は許され無いのである。然るに、其國境の帶狀と線狀となつたり、巷説にしろ邊疆と云ふ妙くとも、絶對的主權をゆるがすが如き地帯が地表上に現存したり、又之を問題にせざるを得ぬのは何故であらうか。ボーダンを主流とする近代國家の主權領域の觀念を以てしても、又斯く嚴密ならざる政治領域觀念にしても、夫れを一度現實地表に適用せんとするや、其處に、政權歸屬の不鮮明を免れずして客觀的にも國境帶だの帶狀境界だの特殊權益地帯だのを認めざるを得ぬ事情に立至るのは、一方に、政治論、國家論の側に抽象的な缺點があり、夫れに由來して、地上に國境線が「あるかの如く」又「あるべきかの如く」に國境標識に責任を求めん

とするが如き形式的な地理的單元の採り方に由つて發生するのである。惟ふにボーダンの説は勿論乍ら、土地を離れた政治團體は無意味なもので、「國家」、それも近來の如く民族國家に在りては愈々現實に地域問題を目標とする傾向の顯著なるは明らかなる以上、此領土と邊疆といふ主題は、洵に關心すべき筋合にある。

英國のマンチエスター一派は「國家の秩序の法的被委託者だ」と抽象化して其自由貿易主義に利用して、新たに海外に得た所謂邊疆の法的處置には巧妙にも「植民地」なる特例を開いたが、それでも印度の如き大陸接讓の植民地では、デユランド線、其他の現實的政策が行はれ、西藏、新疆其他との間では幾多の修補的政策の實施を餘儀なくされてゐるのである。而して注目すべきは「英人が擴張を有利と認める限度は單に印度邊疆を圍む山岳の自然的地形によつて決定されるものでは無くて、それは印度自體の主人たる印度帝國（英國）がいかなる限度の領域經濟資源、軍需、社會に限れば行政に破綻を生じないかと云ふ事實によつて直接條件づけられる」とラチモアは述べてゐる。程なもので、（註）領土論が抽象的

註 Origine of the great wall of China, (Geo. Review XXVII march 1937) である程、補足的に現實政治政策上に取扱ふ「邊疆」の地位は重大主題とならう。而して「比較的強力な兩國の間に介在する種族及び種族群が、これ等兩國の何れかの勢力下にならねばならぬと云ふ邊疆行政の原則」（註）が認められる

註 sir Kenneth Wigram : Defence in the North-West Frontier Province. Royal-Central Asia Soci. Vol. 24 1937 pp 73-78の内74頁

のであるが、偕「兩國の間」なるものが邊疆なのでは無からうか、おそらくは強國間であるからには其各々には「國境線」がある譯でそれを内外に遊動する民族か又は國境線に問題があるのではないか。然らば邊疆とは獨り地理學的興味に止まるもので無い。即ち邊疆が存在し或は其國境を何處に置くかと云ふ事は、現實地盤の如何が直接單獨に問題たるので無くて、當該地に「政治する」事（具體的には國家の實力とか主張、意志等）自體に歸着するのである。換言すれば政域自體と其れの限界に關してマウルの稱するが如き境界綜合地帯（Orange line）に對する政治分野の見解と處策の研究と其鮮明が根本問題なのである。

從來地理學は國境論に多くの努力を支持ひつて「國境が發達すれば線狀になる」とか「文化の進んだ民族地帯では線狀に安定する」とか漠然と國境の現状觀察に終つたりした事は不甲斐無い事ではあるが、ハートショルヌが其國境の理想として

「結果として、自然的境界に従ふ事、但し其前條件として住居や其土地開發が

先行する」

と稱してゐるが、抑々政治論上のかゝる事の「可能の問題」に就いて其抽象化を防止するべく心得る所がなければならぬ。たとへば

「人間は他の萬物同様に時代の推移に従ふが、又一地方に居住しつゝ感得せる根深い所のものを世紀を超えて監察する性格を有する」(Vital de la Bieche) とか、又は

「地理的個性は自然に前以て興へられたる物では無い。一地方は一つの貯蔵所であつて、そこは自然が其芽生を發した勢も眠るであらうが、又其勢力は人力にも依る」(前記フランクの Tableau de la géographie de la France 中の歴史家 Maitrot の句)と云つた如き良參考を提供する事が地理學的國境論の使命であらう。人間の地上の地位を決定する國家領域の理論は、當然此地上に實在する邊疆の研究を採りあげるべきである。獨逸地政學の出生もこの處におけるかゝる地理性や政治の研究に外ならぬ。東亞の共榮圈の指導上、吾人が本節の最初に三つの引例に綴いて「邊疆」の概念は内陸、又は大陸の民族には強烈なりと推斷せし理由は、日本當來の地理學或ひは日本地政の上に重大なる主題たるからである。今後世界の内陸や大陸の文化が運歩するとしても、かゝる地帯が依然として殘存するであらうし、現に歐洲の先進國家の政治觀念からは「邊疆」は拂拭されてゐない。東歐の諸國境に於いて民族や經濟の境域と政治との境域が一致せず、多年問題になつてゐるのでは無いか。此環境に對し、獨逸地政學は「獨逸は海外領土を喪失せる内陸國なり、内陸國は境界の國である。他の然らざる國(英國)よりもより多く、其安泰と獨立は境界の遮斷的走向及び山脈乃至海洋の楯に依存するものである」と其國民に教へた。又、東歐の文化と民族が低調なるが故に境界紛争が發生するに非らずして、其土地に適用實施せんとする西歐の主權國家の領土觀念の不合理に因由するのである」と看破した。アンセルは佛國地政學(Geographie 1936)に

「十九世紀は自然國境の宣言時代である。又精密なる地圖を缺いた粗雑な理論時代で、歐洲に新國家が造出される毎に強國の抽象的政治策謀が企まれて壓迫するに利用されたものである」(同書五十一頁)。

と告白し、バルカン地方の境界の研究をつづけてゐる事は注目すべきである。誠に歐洲の内陸には山野、河川、言語、血縁、等諸要素が濃淡、廣狹様々の布形を以て分布し、夫れ等の各境界が交錯してゐる。かゝる境界の綜合地地帯から獨り政治的構造境界を強權を以て卓越せしめんと企てる事は、妥當な事であらう

か。

茲に境界綜合地帯とは種々の要素の分布の限界、たとへば地形、地質構造、言語、聚落、民族及其肉體的精神的特徴、經濟、動植物、氣候等の地理的構造を造る要素の地表的擴散の外縁を跡づけた時には、殆んど同じ面積を持つたものでも無く、其邊境は不規則に出入交叉してゐて、各々其内方に向つてのみ要素の統一を見られるが是等の邊境部は不統一に且多數の他の要素の境界線が遠近種々の軌跡を以て或程度の一帯に併存するのである。マウルは是を境界綜合地帯と名づけたのである。故に此境界綜合地帯は各要素の漸移地帯、變遷地帯、混合地帯で、之等に圍まれた内方の統一的な地域を中心地帯又は核心地帯と稱するのである。

換言すれば、核心乃至中心地帯の統一要素は其外縁は殆んど一線を以て境界づけられ無い事が寧ろ地表の分布の一般的法則と見做されるし、此境界綜合地帯では一方への統一的要素に對立して、他方の要素が交替しつゝある譯である。今此理法に従つて民族國家の領域を考案するに、政治的に等質なる核心部は、民族の等質の絶對的優勢な地域で問題は無いが、一度此境界綜合地帯に入れば、組合された構造要素の薄弱と邊境の到來の爲めに、政治統一は困難を加へ、其程度に應じて、當該政治の統一の爲めの補修が要請される事となる。所謂此邊りでは單に政治政策と云ふよりは民族對策と云ふ特定のものたらざるを得ぬのが一般的歸趨原則なのである。普通かゝる境界綜合地帯を邊疆と稱するのである。吾人が先きに政治上邊疆の研究が重大だと主張したのは、斯かる場合を豫想するからである。政治理論・國家論は精緻なる程此邊疆を充分に見込まれてゐる事が當然とされるべきでは無からうか。然らずば、徒らに所謂政策にのみ過重の負擔を課する事にならう。地政學の唱道は此境界綜合地帯の性狀を鮮明にし、其含む中心部位の廣狹及び地域的發展との關係を有機的に連關を保ちつゝ研究するに在るので、徒らなる政域の平面的擴大、面積の獲得を希望するものではあつてはならないのである。だから空間觀念、國家の生活領域と云ふ諸要素の組合せや相互作用の融合的成果を検討せんとした態度を持つるのである。此點が舊汎セルマニズムや中歐主義と云ふ政治の主義と異なることの主張は一應聽取されよう。

要は、地表上に殆んど隨意に採用し得る程に、低次から高次に亘つて所在に分布されたる構造要素の異同を辨別し、案配する政治的實踐の嚮導たる所に地政學の其價值と批判は決定されるであらう。

獨逸が包摂する歐洲協同體の根本的契機としては、舊來の西歐的國家論が低次境界綜合地帯を以て絶對的政治境界區分としたに拘はらず、それが限界たり分界た

り得ず、徒らに紛争を惹起せしめる原因となつた所に由來して、高次の全歐洲的立場から邊疆を求めんとしたにすぎないので、茲に尠くとも廣域圏と云ふ事は必須條件となり、從來の境界概念の揚棄問題に伴ふて舊國家相互共榮の倫理觀が、政治上重大使命たるに至つたのである。新秩序と云ふ事は此境界帶の次性の轉換を内容とするもので、此處に舊秩序即ち舊低次の境界綜合帶との論争點が横はるのである。歐洲聯邦論や國際聯盟の崩壞は、此境界綜合地帶に對する次性の轉換の必然性、換言すれば邊疆理論の不明にあつたのである。滿洲を以て、常に支那大陸の邊疆と見做したり、東歐の邊疆性を看破するを得ずして、西歐的國家政治理論に因由する民族論を充當せんとしたが如きである。それが民族自決主義と云ふ無内容の形式國家理論となつたのである。抑々斯かる舊政治科學、西歐的國家論の使したる邊疆不明の罪は何に由來するのであるか。

政治の要諦は政治する環境の洞察から始まり、國家勢力の伸長は國柄を生かす事にある。英國島の所在は新古不變であるが、Seelyが The Spinnison Tangledtre に記する如くスペインのアルマダを破つた時にはじめて帝國の地理を知つたと同時に海は最早 Canal では無くなつたのである。英國政治學は大西洋の盟主の爲めに全海洋を領域とする考へに立至つたが、其處では船旗と貿易は何等の障壁も即ち境界に遭遇せなんだ。

後に其海上萬里の端に得た地域には異域を感じたが、それが自國領土の邊疆であると認識せなんだ。此異域政治論として植民地論や諸政策が加はつたので、此爲に彼の政治論、國家論は精彩を加へたが如く其複雑さを誘つたが、其明らか二分せられた領土觀念には現今迄痛痒が感じられ無かつた事は幸であつた。本國の島嶼を周縁する海は絶對的に植民地を分離せしめてゐるからである。然も植民地は絶對に異域に止めた。

彼が考案した「公海」は、ダーネルスやスエズの海が問題で無く、航海が問題なのである。其航海が海洋生活に問題であるので無く本國への交易が問題である。本國と其政治境界が一切の差別觀念、境界觀の出発點をなすのである。此意味でアングロサクソンを海洋民族と稱するのは誤解も甚しく、海上運賃稼行業者にすぎないのである。斯くの如く、英國國家觀には邊疆觀念は無く、異域と植民地が存するのみである。茲に於いて興味あるのは、凡そ四千年の歴史を持ち地球上最古の中央集權制を布いた支那が最後迄其「天下」に邊疆を存置し、しかも歴朝の政治の主眼が其處に置かれたと云ふ。凡そ、英支の兩極端の事例がある。C. E. Remer 氏に其著 The Foreign Trade of China (近代支那通商史論林幾太郎氏譯)

に、此兩者の相違せる觀念を極めて具體的に説明してゐる。(同譯二一五頁)「一八三四年迄は廣東に於ける右二つの貿易團體——一は歐米人の團體、他は支那人の團體——は單に、貿易上のみならず、支那と歐米との間に於ける一般交通上の唯一の機關でもあつた。歐羅巴國民が、相互に普通に行つてゐる様な外交關係を支那との間にも確立せんと企てが幾度か行はれた事は事實であつたが、殆んど成就する事は無かつた。尤もそれに由り、歐米人に或る程度迄、支那帝國の組織並に外國人に對し支那政府及び官憲の採れる態度をば知らしむるを得たと云ふに至つては又別である」。

即ち、國柄の相違が相互の政治交渉の間に明瞭に表現されてゐる。そして「支那が天子と呼ぶところの彼等の皇帝の極力及ばざる彼方にはたゞ海と砂漠と、支那の文明及文化の惠澤を蒙らざる未開地があるのみと信じてゐた」と誌して、彼等の目にも、支那が政治觀念上最初に邊疆に關心せる事實を指摘してゐる。次に阿片戰爭に對して

「之を英國側より觀れば、支那より對等の承認を獲得せん爲めに戦はれたる戰爭であつた」。

と清國の當時の紅毛燄火の待遇に對する彼等の政治的立場の相違をつくづく述懐してゐる。併、一八四二年の南京條約は一躍地位を顛倒せしめ全く清國を植民地地位に陥らしめたのであるが、これは彼等の僥倖であり、清國の不幸はこゝからはじまつたのである。

「其等條約は、一八六〇年以後、外國が局面の主人役であり、貿易は外國が設けた條件に依り行はれ、支那が設けたものにて行はれなかつたとモリスの言へる如き一般を頭に入れて觀察せねばならない」(同書六頁)

此記述の意味する處は、現今にやうやく明らかとなり「支那は英國はじめ西歐帝國主義國からは異域であり故に植民地なり」と云ふ西歐的政治觀念に外ならなかつたであらう。

此西歐的海洋的領土觀念に比すれば、彼の古代ローマ帝國の邊疆觀念は遙かに支那と類同する者であつた事は事實で、ラチモアは次の如く述べてゐる。

「從來ここに(長城及邊疆)支那の直面せる諸問題はローマ人が壘壁(Limeo)築造を以て、對處せんとした諸問題(此内に現チネートンやゲルマン民族の祖先が含まれる)と酷似してゐる。後者は之を以て漢人の「天下」と同語なる Otis Terminus の擴張を制限せんとしたのであつた。大英帝國は印度に於いて現代之と同じき問題に直面してゐる」(ラチモア農業支那と遊牧民族 後藤富男)

氏譯一一頁)

註 天下の思想とローマの世界帝國の思想とは尙再考を要するが(中村註)

此記述は、英國すら印度大陸に上陸するや、彼等に不得手の大陸邊陲政策を強要されてゐる事を記してゐるが、又以て政治と其觀念が如何に「地理的に大陸性な不可視の力」(従つて西歐科學の解析手法のみでは想當出來ぬ條件)に依つて動かされつゝあるかを實證するに足りるであらう。然して政治論上「邊陲」の存在と地位を絶對的に高調せしめるものと見做し得よう。

ラチモア一は尙、此邊陲と政治に就いて其特徴を擧げてゐる。其の最初の重點は「境界固定」の不可能と云ふ事である。

「劃然たる國境を固定しようとする企圖の爲めに漢人化の方向に進み得なくなつた是等民衆(限界地域に混合經濟を營む)は最も擴延的な牧畜經濟を基礎として生粹の遊牧生活を送つてゐる邊陲ステツプ諸種族の政治的・軍事的壓力を斷續的に感したのである。これ等諸種族の側に吸引されれば、支那の發展過程に對して逆行するに到る。漢人の邊陲君臨は、邊陲民としての漢人自體が反進化的・反漢的性格に發展する事を意味した。漢人の限界地域侵入が奥深く進めば進む程、こうした傾向は強くなつた」(前掲書一〇二頁)

同氏の云ふ此間の壓力と吸引の勢力を、如何にして防止するかと云ふ問題は蓋し重大な事で、地域の環境的要素の内から核心部の統一に有利なるものを撰ぶ苦心と中心と邊陲民族との交流、交通手段の設置等が相當思ひ切つて成されねばならぬであらう。ラチモア一が稱する「彼等が蒙古を横切つて無限に深い退却範圍」を彼等に利用せられぬ様にする事が其防共政策に最適面なものである事は、如何にも「邊陲」の地理の把握を遑遑するものであらう。

多くの人々は此恰も境界綜合地帯たる邊陲は相互に他方面の中核より到來する勢力の競争地と云ふ事を強く印象するし、又此爲めに邊陲問題を常に何れかの中心を主臺に其れとの背景と直接に結びつけて狼狽する事が多いが、邊陲と稱される眞性の濃度はむしろそんな外部からの渡來するか、背景に依つてのみ動搖するもので無い所に求めねばならぬのである。そこに詳しくは邊陲の「巾」や核心との「離隔」を考へねばならないのである。此由の識別は邊陲の効果を享受せんとする場合に特に目立つて來るもので、従らに遙か彼方なる背景にのみとらはれる事は賢明なる地政ではなからうと斷定し得る。

ラチモア一は此邊陲の忘却されたる障礙の對策に就いて

「必らずしも漢人大擴張期の原因は、之を支那の中核に求める要は無い。また

遊牧民大征服の契機も廣大な純粹ステツプの地域のみ見出されるとは限ら無い。ステツプに就いては遊牧民集團の「盲目的」爆發は一般に季節的循環若しくは漸次的乾燥と云ふ形式の精緻な機械論が行はれてゐる。又支那に關しては政治史、或ひは社會史の文獻は豊富であるけれども、やはり人口の壓力其他の機械論が行はれてゐる。かうした説明は妥當ではない。歴史的理解を更に掘り下げれば、自然地理や季節的刺戟(その明らかにされる場合には)や環境全般の特質等が要求され、更に、社會集團の動態的觀寫が必要とされる。集約的灌溉農業を許容し助長する支那と云ふ土地と邊陲の高原、ステツプ及び森林地帯(寧夏、甘肅、新陞のオアシス地域は特殊の範圍に屬する)との地理的差異は夫れ自體明瞭なるのみならず、兩景觀に於ける典型的社會集團の特質に關し夫々別個の認識を要請する」と。(一一〇頁)

支那が、其歴史がはじまると同時にはじめたら邊陲對策、そして、歷朝が常に精力を消耗し乍ら尙成功せなんだのは、常に「邊陲」を手段的に見做した帝國主義的態度に歸因する、と斷定して差支え無からう。歴史の觀察によつて普遍化された征服成果の觀念は到底邊陲の歴史に充てはまら無いと云ふ事は牢記すべき事で、之れはむしろ斯かる期待よりは、かゝる觀念適用の不可なる事實が「邊陲」たる所以である事を推察せしめる。從而政治興味を純粹に邊陲に個着せしめる意味から支那史で輕視された内部邊陲の補助民衆の對策は、日本大陸政策に於いてはじめて創見開明される所であらう。東亞の共榮圈の倫理、道義政治の上から蒙古の自治自治の指導は特記されねばならないし、滿洲の建國事業の創立的意義も評價を高めるのである。ラチモア一の稱する機械論や歴史論の掘下げと云ふ「邊陲對策の科學的作業」は日本に於いてはじめて可能なのである。かゝる事情と斟酌に就いて程度を加減する事は困難だが其漢族居住地對策の根底にも同じく作用してゐる事は當然である。如何となれば、境界綜合地帯は此處でも極めて錯雜し、其各個間に相對的に邊陲的な在り方を送けてゐるからである。現實地域に邊陲を認める事は正しく、政治領域に邊陲觀念を伴はず事は帝國主義的と見做され易い政治に邊陲觀念を省慮する事は有用だが、夫れによつて政治政策の差別を工夫する事は妥當ではあるとは斷言し兼ねる。

チヨーサーと夢

講師 廣 瀬 捨 三

若きチヨーサー (Geoffrey Chaucer, 1340-1400) の譯した「薔薇物語」(La *Roman de la Rose*) は尤も夢の辯護に始まる。

多くの人、夢の中には
作り話・嘘のみありといふ、
しかし乍ら偽ならずして
後に事實となれる夢も
人は見るものなり。

この爲われマクロボツスと呼べる
著者を證に立てん、
彼、夢はいつはりならずと主張し、
嘗つてスキピオ王の見給へる
幻を吾等に解き示したり。

(The *Kommunt of the Rose*, 1-10)

ついで夢物語に移つて、ここに二十歳の若者が一夜夢の中で小鳥の囀りと花の美しさを見る爲に、町を離れて五月の野に逍遙ひ、四周を頑丈な障壁で繞らした花園を見つける。この壁には見るも恐ろしい又嫌悪すべき憎悪 (Hate)、重罪 (Felony)、悪行 (Vilany)、渴望 (Covetyse)、貪慾 (Avarice)、嫉妬 (Envy)、重罪 (Sorrow)、老年 (Eld)、時 (Time)、偽善 (Pope-holy)、貧乏 (Poverty) がそれ／＼擬人化されて描かれてゐる。若者は外部の壁の恐ろしさに引換へ、内部の花園では囀る小鳥の多きことフランス一國よりも優る程なのに、愈々心惹かれ梯子もなきか、入口もなきかとぐるぐる障壁を廻るうち、とある小さな耳門を見附けた。ここに怠惰 (Molness) と呼ぶ美しい女が居て、若者を園内へ入れてくれる。この花園は快樂 (Str. Mithel) の所有であつて、ここで若者は戀神キエビッド (Cupid) の矢に當り、園内にある戀人の象徴である薔薇を手に入れんとして色々と筋が展開してゆくのである。チヨーサーは自らこの「薔薇物語」を譯したもので、現存するのは普通 Fragment A と稱せられる冒頭の部分 (一一一七〇五行) だけであるが、彼がこの物語に如何に傾倒したかは測り知ることが出来

ない程である。彼の文學的經歷はここに發足する。或批評家は若き日のチヨーサーを知らんと欲せば、チヨーサー學會 (Chaucer Society) の出してゐる彼の *Life records* で無稽の想像を逞うするよりは、たゞこの「薔薇物語」を熟讀せよと云つたが、まことに彼の詩才が如何なる表現形式を得たかを知る點に於て、これに優るものはない。夢物語、五月の野の春景色、作者の戀煩ひ等のフランス詩歌の形式は後年に至るまで繰返してチヨーサーに用ひられた。

「侯爵夫人の書」(The *Book of the Duchess*) はこの夢物語の利用である。

チヨーサーの恩顧を受けたガントのギモン (John of Gaunt) の夫人ブランシ (Blanche) が當時屢々襲つたメストの犠牲となり、一三六九年九月十二日亡くなつたのを追悼したのがこの詩である。序歌 (The Poem, 1-296) は夢 (The Dream, 297-1334) とから成立つてゐる。序歌に於て作者は不眠を喩つ。それは數年來の戀煩ひの爲であつて、夜半寝られぬままに讀んだのがセイクスとアルシオネ (Ceyx and Alcyone) の夫婦別離の哀話である。これはローマの詩人オウイド (Ovid) の「變身物語」(Metamorphoses) 第十一卷、四一〇—四八行に出づる物語で、チヨーサーはそれを譯してここに挿入した。王セイクスは妃アルシオネを残して、航海の途中海上で遭難、溺死する。妃アルシオネは王の行衛不明をいたく歎いてゐるのを、チヌロー女神 (Juno) は憐れみ給ひ、使者を眠りの國の王モルフエウス (Morphus) の洞窟へと遣はし、セイクス王の死骸をしてアルシオネの夢枕に立たせて、己が絶命の委細を述べるやうにとモルフエウスに命ぜられた。使者は羽ばたきも軽く、眠りの國へと向ふ。其處は草木も生えず、生物も居らない荒涼たる、暗鬱の谷間にある洞窟で、清水のちよるちよると流れる音が却つて周囲の靜寂を引立たせる。其處にはモルフエウスやその息子エクリムバステイレ (Eclimasteire) らが眠りこけてゐる。或者は頭を胸に埋め、或者は髪床に横はり、日永一日眠るほかに仕事はない。使者は眠りの神の耳元で角笛を吹いて呼び起し、使命を傳へて歸つてしまふ。モルフエウスは命ぜられた通りセイクス王の死骸を妃アルシオネの枕邊に立たせて、己が死せることを告げさせる。作者はここで物語を打切つて、己が不眠の問題に返り、今まで一人の神しか知らなかつたのに、かくも睡眠の神々やそれを統べるチヌロー女神のあることを知つて、若し自分に熟睡を興へて下さるならば、如何なる贈物でも致すものをと、祈る言葉の終るか終らぬうちに、不思議な作者は俄かに眠くなり、讀みさしの木の上によつてしまふ。その睡眠中彼は夢を見るので、それが本篇の内容を爲してゐる。五月の曉方、作者は夢中で角笛の音を聞き、狩獵の一隊が通るのを見

て起上つて跡を追つてゆくと、これはローマ皇帝オクタビアンの一行であるといふ。そのうち作者の足元に小犬がざれついて、捉へやうとすると逃げてゆくのを追つて、一人の黒い甲冑に身を堅めた若い騎士が狩にも加はらず、物思ひに沈んでゐる處へ来る。この騎士より作者は騎士が最近妻を失へること、この妻の容姿性質の類なかりしことを聞く。かくの如く夢物語に假りて、チヨースアーはブランドン夫人の追慕を、その夫たるジョン・オブ・ガントの口を藉りて、述べたのである。何人が取残された夫以上に亡き妻のことを親身になつて悲しみ得やうか。しかも序歌に於て作者自身が叶はぬ戀の爲に不眠に陥り、眠られぬ夜の燈火の下で讀んだのが夫妻別離の哀話で、それによつて夢路に誘はれたことにして、夢中の雰圍氣は既にここに於て充分醸し出されてゐる。

「諸鳥の會談」(*The Parliament of Fowles*) に於ても亦同趣向を用ひて。「序歌」に於て作者はケケロの「スキピオの夢」(*Tullius of the dream of Scipio*; 1, 31, Macrobius, c. 400, A. D. のこれの註釋書 *Commentarius ex Cicerone in Somnium Scipionis* は中世広く讀まれた。「薔薇物語」冒頭にも彼が引用されてゐるが、チヨースアーはその作品中隨處に彼に言及してゐる。)を讀む。それには小スキピオがアフリカへ渡つて、ヌミディア王のマシニッサ (*Masinissa*) に歡待され、マシニッサは嘗て大スキピオ (*Scipio Africanus Major*) の恩顧を受けたことがあるので、二人の間には大スキピオの話題が盡きなかつたものか、其夜スキピオの夢に大スキピオが現れて、天空遙かに彼を伴ふことが書いてある。讀んでゆくうちに、日は西に入り黄昏となつて、遂に文字が讀めなくなつて止める。其夜作者の夢に大スキピオが現れて、小スキピオに對するのと同じやうに、作者の案内役をつとめて夢「物語」が展開する。聖ヴァレンティンの日 (*St. Valentines day*, 二月十四日) に、鳥類がその配偶者を選ぶといふ傳説があるのを、主題としたものであるが、夢物語で「ケケロのスキピオの夢」のマクロビウスの註釋を用ひ、大スキピオの先導で作者が日暮れに戀する者の關門を通ることにして、ダンテ (*Dante Alighieri*) の神曲 (*Divine Comedy*) の地獄の門の趣向を借り、キユビッドやヴァイナス (*Venus*) の居る殿堂を叙しては、ボツカチオ (*Boccaccio*) の「テゼウス物語」(*Theseid*) を利用し、最後に鳥類が女神「自然」の前で集合して庭園を描いて、アラヌス・ド・インスリス (*Alanus de Insulis*, a twelfth-century poet) の *De Planctu Naturae* の着想を借りて、それらを總括させたものである。

「譽れの宮」(*The House of Fame*) でチヨースアーは又夢物語をする。十二月十

日の夢で作者はヴァイナスに捧げられた鏡の宮と、天地の中間にあつて、凡ゆる人々の噂の傳はる譽れの宮に行くのであるが未完である。譽れの宮はヴァーデル (*Virgil*) の「噂」の叙述 (*Aeneid*, iv, 176-183) からヒントを得たらしく、オヴイドやダンテの影響も見受けられて、夢物語の形式を踏襲したものの、内容はラテン・イタリア要素が強い。

中年も既に過ぎて、チヨースアーは更に今一度フランス風の衣裳を纏つた作品を書き始めた。「善女傳」(*The Legend of Good Women*) これである。夢物語と戀神キユビッドをここで又主題としたのであるが、チヨースアーは獨自の發展を示してゐる。第一、夢は序歌の冒頭からかなり經つてから始まる (Text B 五七九行中二一〇行目より、Text A 五四五行中一〇四行目より)。現實と夢とは雛菊によつて結ばれ、それは夢では貞淑なアルセステイス (*Alceste*, ギリシャ神話で夫の身代りとなつて死なんとし) かつ、ヘルケレスによつて死神の手から救はれた婦人。最初彼女はアン女王の比喩であつた。) となつて、キユビッドに仕へる理想の婦人の象徴である。

序歌に於て作者は生きてゐる限りは、誰も見たことのない天國、地獄の存在の懷疑から始めて、人間の耳目にするものに限られてゐることから、古書の信頼すべきこと、その愛すべきことを述べて、只自分をして書物を離れしめるものは五月の美しい春景色だと轉じて、殊に其處で愛する雛菊を讚美する。かくして夢で雛菊咲く春の野に遊べば、戀神キユビッドと雛菊の化身たるアルセステイスが他に十九名の婦人及び其他無數の貞淑な婦人の一團を伴つて現れる。戀神は已れに仕へる婦人たちをこきおろした作品をチヨースアーが書いたことをいたくせめる。

「トロイラスとクリゼイド」(*Troilus and Criseyde*) ではクリゼイドは王子トロイラスに背いてギリシヤの陣營に投じたことを記し、「薔薇物語」の殊に後半ジャン・ド・マン (*Jean de Meun*) の筆になる處を譯しては、婦人に對して辛辣な皮肉をあげてゐる (但し現存のチヨースアー譯は既述の如く一一七〇五行までで、他人の手になつたと思はれる英譯の部分にも上述の箇所はない。) ために、戀神はいたくチヨースアーに對して機嫌を損ぜられた。アルセステイスの取なしで戀神に殉じた實意ある婦人二十名の話を書くことになつて漸く許されて、目が覺めるとクレオパトラ傳を書き始める。これは courtly love の領域へ婦人嘲罵の空氣を入れたチヨースアーに對し、アン女王を中心としたチヨースアー愛讀の者達が今一度婦人禮讃の物語を彼に作るやう懇願した爲であらう。但しこの序歌は二種あり、初期のもの (Text B or F) は一三八五年或ひは六年に書かれ、アン女王の

後後それを部分的に改作したものの (Text A or C) は一三九五年頃書かれた。雖菊の讚美は初期の作に詳しく、アン女王への獻辭 (b. 198-197) も後期の作にはない。又キユビッドと手を繋いでやつてきたアルセステイス女王は初期の作に於ては、キユビッドにチヨウサーを取りなす時、初めて名告るが (b. 196)、後期の作に於ては、既に初めからその名は明かにされ (a. 198)、續く彼女讚美のバッドにも名を歌はれてゐる (a. 209, 216, 223)。又後期の作にはキユビッドがチヨウサーを責める際、己れに殉じた婦人の例を何故、お前は古書に於て認めないのかと、「ザアレリウス」、リザイ、クロデアアヌス、デエローム、オザイド、ヴァンサンを擧げて彼女を辯護する (a. 267-912) が、初期の作には之が無い。其他排列に於ても多少出入はあるが、大體に於て兩者共上述の如き構成である。

續く九つの所謂善女傳 (最後の二話は未完) は個々獨立した話で、「戀神に殉じた聖女達」(B61)である點では同一であるが、相互間に何の連絡もなく、序歌のフランス風であるのに對して、夢とは何の關係もない現實の物語集である。序歌に於てチヨウサーは夢で見た十九人の婦人のことを、クレオパトラより始めてアルセステイスの話を最後につけ加へることを述べ (b. 519, 520, 557, 566)、大體の名前は序歌中のバッドに歌はれてゐる (b. 240-269, 555)。このバッドには男子でゐる Absalom, Jonathan の名も出づゐるが、婦人は Esther, Penelope, Marcia, Isouly, Helen, Lavinia, Lucretia, Polyxena, Cleopatra, Thisee, Hero, Dido, Laodamia, Phyllis, Canace, Hypsipyle, Hypernestra, Ariadne の十八名と Alcestis (但し Text B では彼女の名を明記してゐない) とである。又「カンタベリ物語」(The Canterbury Tales) 中辯護士の口を藉り、「善女傳」のことを述べてゐる箇所 (B60-75) では Lucretia, Thisee, Dido, Phyllis, Deianira, Hemitone, Ariadne, Hypsipyle, Hero, Helen, Brisais, Laodamia, Medea, Hypernestra, Penelope の十五名と Alcestis とである。しかし實際の「善女傳」では上記双方に於て Lucretia, Thisee, Dido, Phyllis, Hypsipyle, Hypernestra, Ariadne, Polyxena, Cleopatra, 「辯護士物語の序歌」に於て Medea, 及びつづれにも擧げつづつ Phionela の十名である。この十名を九話に纏めたもの (Hypsipyle と Medea を一話) 最後の Hypernestra の話は未完) しか書かなかつた。嘗てはチヨウサーの據處とした夢物語は最早その詩想を入れるに足らず、人生行路の經驗を積んだ彼には頭上に圓光を戴いた女人の姿を描くに堪へなかつた。戀神 Cupid に仕へつゝ、ひたすら精進を續けてゐたチヨウサーはいくつかの夢物語

を記念として、遂に Cupid 神を離れた。彼の手に残つてゐる「夢」を彼は今後如何に使用するであらうか。夢とアレゴリーの世界は一擲されて、舞臺はロンドンよりカンタベリへの巡禮街道に移り、戀神への殉教聖女たちは、居酒屋の主人をリーダーとする凡ゆる階級を網羅した巡禮團の一行に取つて換られ、ここに初めてチヨウサーは大陸・古典文學の翻譯、模倣、紹介の域を脱して、それらを彼獨自の形式に溶し込んだ「カンタベリ物語」を生むのである。

しかし斯様な説話集は既に先例もあり、中世に於ては殊にこの類のものが多かつた。「七賢物語」(The Seven Sages) や「セスタ・ロマンールム」(Gesta Romanorum) の英譯も既に行はれてゐたであらう。同時代にはラングランド (Langland) の「ジャズ・ブラウマン」(Piers Plowman) やガワー (Gower) の「戀する者の告白」(Confessio Amantis) がある。前者は作者が夢物語に假託して當時の社會を描寫し、後者は戀する者とヴィナスに仕へる懺悔僧との問答中に無数の説話を並べたものである。「ピアズ・ブラウマン」は同頭雖然たる大衆を世間を意味する野原に集合させてゐるが、各階級から一名宛總勢二十九人を、巡禮といふ共同目的で集めたチヨウサー程の統一なく、「コンフエシオ・アマンテイス」は説話其物に重點があつて、各人身分に應じてそれぞれ適はしい物語をして、しかも全體を有機的に纏めてゐる「カンタベリ物語」に如かない。チヨウサーはボツカチオの作品に親みだけれども、その「デカメロン」(Il Decamerone) は知らなかつたらしい。「デカメロン」はフロレンスのペストを避けた特別な階級の者達の語る「十日物語」で、各説話もその爲多少同色調のものが多いが、チヨウサーは「カンタベリ物語」に於て遙かに多様な人物を點出し、豊富な説話を提供し、全體と個々との連絡が更に緊密である。チヨウサー自身も既に前述の「善女傳」や、後に「カンタベリ物語」中に挿入せられ又その際少し増加された「修道僧物語」(The Monks Tale) に於いて、いくつかの物語を集めたものを作つてゐるが、これらは皆ある同性質の説話を蒐集したものに過ぎない。前者は既述の如く戀の殉教者を描き、後者は王者没落の所謂「悲劇」物語集である。「カンタベリ物語」でチヨウサーは一步進んだのである。かうした「カンタベリ物語」に於て夢は一體何處へ行つたのであらうか。

王侯・貴族・弱者・英雄も運命の女神の廻はす小車には抗すべくもなく、昨日の榮華は今日の衰亡となり、そゝろ人の心に無常を思はせる。時代の寵兒であつた者が一朝にして取へなく没落の悲運を迎へる物語こそ、中世に於て「悲劇」(tragedy) と呼んだところのものである。庶民の「悲劇」なんてありやうがない。

「メンテの「神曲」地獄篇に出づるウゴリノ伯 (Count Ugolino) の慘話 (Myfyrus, XXXII-XXXIII) はチヨウサーをも深く動かしたものであらう。彼は「修道僧の物語」に「悲劇」物語集の中でそれを語つてゐる (B3597-3652)。「飢餓」の名を得た塔中で伯と共に餓死するのは、史實では伯の二人の息子、二人の孫である。その内三人は既に丁年に達してゐるが、メンテは四人とも幼い伯の息子としてゐる。これに對しチヨウサーは三人の息子とし、長男を僅かに五歳位、次男を三歳としてゐる (B3601-3602) から、末子は乳呑子になつてしまつて、悲慘の極みである。しかし醜に見るのは正夢と云はれるが、ウゴリノ伯の自分達がサン・ヂユリアノ山の狩場で斃れる醜の夢 (Myfyrus, XXXIII, 25-36) をチヨウサーは記述してゐない。相踵いで子供たちは斃れ、伯自身も絶望の極餓死する (Inseln, departed, eek for hunger starf; B3645)。

傲慢にして神を恐れざる爲、其身は獸類となり草を食ひ露に濡れ、毛髮は鷲の羽の如く、指には鳥の爪の生えたネブカドネザル王 (Nebuchadnezzar) のこともこの「悲劇」物語中に出てゐる (B3333-3372)。しかしこの天罰を受ける預告である彼の地上の大樹の夢 (Daniel, IV, 10-18) は、ウゴリノ伯の場合と同様用ひてゐない。今一つ未來の預告である彼の大きな巨人像の夢 (Daniel, II, 31-35) も省かれてをり、この二つの夢を解いた聰明なイスラエルの捕虜ダニエルのごとは僅か數行の記述があるのみである (B3344-3348)。しかしネブカドネザル王の夢はチヨウサーの他の著作中に言及がある。即ち「譽れの宮」第二卷冒頭に於て古人の夢も己が見た夢の不思議さに比較すべくもないと、スキピオ、ネブカドネザル、パロ、トルヌスの名を擧げてをり (HF, 512-517)。又「カンタヘリ物語」中の「尼附き僧の物語」(The Nonne Preestes Tale) では主人公の雄鶏が夢の信ずべき實例の一として、ダニエルのことを引用してゐる (B3174-3181)。地上の大樹の夢は「牧師物語」(The Parsons Tale) の説教中に言及がある (I, 126)。運命の女神が何の預告もなしに、忽ちにして今までよい顔を見せてゐた者に掌を返すのが「悲劇」であるから、夢の預告では都合が悪くて、この二つの場合省いたであらう。しかし最後のリディアの王クレオサス (Croesus) の話 (B3917-3956) では彼が見た身の破滅を預告する夢を用ひてゐる。この場合王は王女によつて、この夢を解き示されたに拘らず、信じなかつたからであらう。ヂュピター神が樹上にある王を洗ひ、日の神フイーバスがタオルで王を拭いた夢で、王女はこれを王は絞首臺に吊されて、風雨に曝され、日光の直射を受けることだと解釋した。

戀神 Cupid に仕つて夢物語で行詰つたチヨウサーは、今又運命の女神 Fortune に仕へて、千遍一律の「悲劇」物語を重ねなければならなかつた。彼の手に残つてゐる「夢」は此處では女神の氣に人らない。物憂い、miniature tragedy の連続は何時果てるともわからない。

傲慢なクレオサス王は縊られたり、彼の王位も何かはせん。

悲劇とは他ならず、

運命の女神做れる王國を不意打するを、

歎き歌ふより外すべなし。

人女神に頼れば、女神人を裏切り、

その輝ける面を雲にて覆ふ。

(B3949-3956)

たまりかねて、一行中の騎士がここで修道僧の言葉を遮り、宿の主人も同意して尼附き僧に何か陽氣な話をと頼む。この話は動物寓話の形式を借りた「喜劇」で「悲劇」でその處を得なかつた夢はここに於て重要な役割を演じてゐる。

型に嵌つた悲劇ではチヨウサーはその才能を見せるよすがもなかつたが、この喜劇に於て彼は初めて in his element にあるかの如く、自由に筆を揮つてゐる。人間生活の戲畫化であるこの説話に於ては、主人公である雄鶏、牝鶏は動物の特性を持ちつゝも、人間と少しも異なる。雄鶏チャウンテクレール (Chamteeler) の鳴聲は並ぶものなく、陽氣で時計よりも正確であり、鶏冠は珊瑚よりも赤く、嘴は黒く、脚と趾とは空色で、爪は白く、體は燃えたつ黄金色で、七羽の牝鶏を従へてゐる (B4040-4054)。止り木に眠り (B4074, 4062)、穀粒を見附けては牝鶏を呼んでゐるが (B4364-4365, 4372-4373)、夢を見つ (B4088-4097)、それに壓されたり (B4076-4077)、特を生やして (B4110) シヤツを着てゐる (B4310) 人間である。牝鶏ヘルテローテ (Perelote) も雄鶏に消化劑として虫を食へよ (B4151-4152)、下刺の草々を啄めと教へ (B4157)、目の縁が紅いと雄鶏に云はれたり (B4351)、他の牝鶏と共に砂浴びをしたりするが (B4157-4158)、禮儀あり慎しみ深く、親切で淑やかで (B4061-4062)、理想の夫も人間界の婦人のそれと異らず、夫は勇敢で賢く、寛大で慎しみがあつて、けちん坊でも馬鹿でもなく武器を怖がつたり法螺吹きでもない (B4101-4107)。人生問題は彼等を繞つて起る。たま／＼見た夢は彼等の意見を對立させ、雄鶏の遭難については神の豫見と人間の自由意志 (God's foreknowledge and man's free-will) の大問題が引合に

出され (B4374-4411)、婦人觀も散見する (B4374-4381, 4410-4456)。在來の Fabian では人間が動物の眞似をしてゐるが、ここでは動物が人間の眞似をしてゐるのである。鶏たちは「いとしの人は遠く去りぬ」と流行歌を唱和するが、しかも Fabian の假面を被つて「これは鳥や獸が語つたり歌つたり出来た時代の」となつてゐる (B4069-4071)。彼等の夢に關する議論を暫く聞いてみよう。

雄鶏チャウンテクレールは五月三日 (B4377-4380) 金曜日 (B4381) の曉方に色は黄と赤の間で、尻尾と兩耳の端は黒色で、鼻は小さく、燃えるやうな二つの目をした犬のやうな獸 (狐) に襲はれて、殺されさうになる夢を見て驚される聲に、傍の牝鶏ヘルテローテを驚かす (B4072-1097)。夫思ひで實際的なヘルテローテ夫人には、夢は中世醫學の四體液説によつた單なる生理的な現象に過ぎないからして、その療法を詳細に述べる。先づ夫人はこれしきの夢で驚いてゐる夫の腑甲斐なさを察めて後、夢は空虚に過ぎない、それは體液 (humours B4115) の過剰な場合の食へ過ち (replections, B4113) や胃から頭へのはる毒氣 (fume, B4114) や體液の混合異常 (complexions, B4114) によつて起るのである。赤黄色である膽汁 (cholet) の過剰な場合は矢、火焰、赤い動物、争闘、犬などを夢に見るし、黒色の憂鬱液 (melancholy) の多い場合は黒熊、黒い牡牛、黒い惡魔を見るといふ。だから尻尾と耳の黒い赤黄色の動物に驚された夫チャウンテクレールはこの兩液が過剰なのである (B4116-4126)。四體液は人間の性質を定めるが、同時に外貌にも現れるもので、彼の鶏冠は珊瑚よりも紅く、體は燃えたつ黄金色で、嘴は黒玉の如く黒光りがしてゐる (B4046, 4054, 4051) のは前述の二液、殊に膽汁の多過ぎることを示してゐる。)) 中で實際的なヘルテローテ夫人はカトー (Dionysius Cato) の訓話集 *Disticha de Moribus ad Pitium* とつゝ當時教科書として用ひられたくありふれたものを引用して、それに「夢を氣にかけるな」と述べてゐるではありませんかと忠告してゐる (B4130-4131)。夫は膽汁質であり、又この液は乾燥して熱氣のものだから、氣候が著くなると用心しないと、命取りの隔日熱や瘧に犯される (B4145-4150)。だから蟲けらを食へて消化をよくしてから下劑としてたかとうだ (Lautio)、矢車菊 (centaure)、えんご (funetele)、ヘルンボル (ellebor)、憂鬱液を排泄する狂氣の治療藥、くさたかとうだ (cantance)、くろろめもどきの實 (gyates boris)、連錢草 (cibe yve) を食へよと、鶏らしい適切な注意を與へる (B4132-4157)。尤も此等は皆藥草である。

夫人がカトーの如き通俗な書を引用したのに對して、夫のチャウンテクレール

はもつと權威のある古典にはいくらかこの反證があり、又經驗によつても、夢が將來の豫告であることが判ると反駁して、直ちに古書を引用する。最大作家の一人 (Cicero, *De Divinatione*) が述べてゐる例として、友達が既に殺される丁度同時刻に救ひを求め夢を見て、翌朝果して夢の告げ通りであつたといふ話、及び船の沈む知らせの夢を見た者が友に出帆を止めよといふが、友はきかずに出帆して、船諸共沈む話を詳述する (B4174-4299)。次いでマーシヤの幼王ケホルム聖者 (St. Kaelin, the boy-king of Mercia) が殺される少し前に、その夢を見たこと (この話は *Anglo-Saxon Chronicle* になく、十世紀後半まで記録にない。Caxton 譯の *Golden Legend*, 又 *South English Legendary*, E. E. T. S. に散見する) を挙げる (B4300-4311)。以下の諸例は三、四行つゝ簡単に述べらる。

即ち、スキピオのアフリカ滞在中の夢を記したマクロビウスは夢を信じ、未來の豫告であると云つてやり (Macrobius, *Commentarius ex Cicero in Somnium Scipionis*, B4312-4316)、『舊約聖書中』ダニエルも夢は空しつものかと考へたのであつた。ヨセフも夢は未來の出來事の豫告と考へて、エロの膳夫、酒人及びハロ自身の夢をも解釋したのである (Daniel, i, 17, ii, iv, 10-27, Genesis, xii, xii, B4317-4325)。更に諸王國を捜せば、夢の不思議を讀むことが出来る (B4326-4327)。即ち、リディア女王クレオパトラスは樹上に居る夢を見て、それは繰られるしるしではなかつたか (Vincent de Beauvais, d. 1264, *Speculum Historiale*, iii, 17; B4328-4330)。又夫ヘクターの戦死の前夜、妻のアンドロマケは若し明日夫が出陣するならば、落命すると夢見たのである (これは Homer の *Iliad* になく、中世流布のトロイ物語に據つたのである。Dress, *De Excidio Troiae Historica*, ob. xxiv; B4331-4332)。「結論を云ふならば、自分は夢の通りの災難に出遭ふだらう。又下劑は重んじない、あんなものは有害だ」と云つて (B4331-4346) から、「夢なんか忘れて陽氣にしよう。お前の目の縁の紅いのを見れば、怖しいことなんかけし飛んでしまふ。でも確かに *Mulier est hominis confusio* (婦人ハ男子ノ煩ヒナリ) だよ、お前、このラテン語の意味はね、婦人は男子の喜びであり、男子の幸福のすべだ」といふんだよ。自分は夢なんか何んとも思つてやしない」と結んだ (B4347-4361)。彼は己が博識ぶりを發揮して妻をやり込め、その無學を嗤ひ乍らも、彼女の言に、或ひはその容姿に動かされて、折角の彼の夢の議論も役に立たばこそ、庭へ下りてしまつて災難に遭ふのである。鶏同志が夢談義を闘はずのが既に滑稽であるが、堂々對手を説服させた筈の當人が何時の間に

か對手に折れて、己が豫言通りの災難を受けたことは更に滑稽である。作者が婦

の人忠告の如何に悪しきかといふこと (Barnes) 及び神の豫見と人間の自由意志の大問題 (Baird) をも、この雄鶏牝鶏の話で述べざるを得なかつた所以であらう。

「薔薇物語」に始つた夢はここに至つて初めてチョーサー独自のすぐれた喜劇の構成に役立つた。何人がフランス文學の夢物語がかかる開花を異國に於て見ることを豫想したであらうか。いや、「薔薇物語」を耽讀してゐた若きチョーサー自身でさへ、かかる變化を豫知し得なかつたに違ひない。しかしこの兩者の間には殆んど四十年の精進があることを忘れてはならない。 (一九・九・一七)

能率と標準

今日「能率」なる言葉は各方面に於て使用され、其意義内容も廣狹種々雑多であるが、以下經營學の立場から、能率とは如何なるものかと云ふ事を極く簡単に述べて見ようと思ふ。

「能率」(efficiency)とは元々テラー (Taylor) を始祖とする科學的管理法上の用語で、これを普及させた者はエマソン (Emerson) である。従つて先づ彼がこれを如何なる意味に使用したかを見なければならぬ。エマソンは科學的管理法の最初の問題であつた賃銀計算法について、一つの新しい方法を案出した。それを一般には「能率賞與案」(efficiency bonus plan)と稱して居る。此方は要するに、

- (一) 一人の労働者が或る仕事をなすに要する「標準時間」を決定する
- (二) 労働者が其仕事を完成するに要した實際所要時間を測定する
- (三) 「標準時間」を實際所要時間で除して百分比を求め、これを「能率」と名付ける
- (四) 次に此能率に應じ、別に定められた「賞與歩合表」によつて賞與の歩合を求め、其労働者の賃銀を算定する

と云ふのであつて、能率とは(三)に明かな如く、元來一労働者が彼に與へられた仕事をなすに當り實際に要した時間の「標準時間」に對する割合である。では「標準時間」とは如何なるものであるかと云ふに、エマソンに従へば「良き労働者が一定の仕事を完成するに要する合理的な時間」である。而して其算定方法は、テラーの初めた「要素時間研究」(elementary time study)即ち

- (一) 各仕事を個々の動作に分析し、其最も自然な仕方を研究すると共に、周圍の状態(器具、機械、材料等)を最も合理的に配置する——動作研究

- (二) (一)の状態に於て各動作をなすに要する平均時間(秒單位)を觀察記録しこれに指圖書を讀む時間、及び不可欠の遅延時間(いづれも秒單位)を測定し、この三者の合計により、其仕事に要する時間を算定する——狹義の時間研究

を中心にして他の事情をも斟酌して算定される。即ち標準時間は一應、或る仕事をなす場合に於て現在までに知られたる最長時間とでも云ふべきものである。かくしてエマソンの所謂能率とは或労働者が彼に與へられた仕事を、なすに當つて爲し得ると決定された最長時間と實際の所要時間との百分比であるかと考へ得る。(最狹義の且固有の意義に於ける能率)

然るに合理化運動の發展と共に科學的管理法の思想は次第に擴張され、單に一労働者の仕事に止まらず、工場内の凡ての労働に、更に經營全體の諸現象にまで及んだ。此結果「能率」も次第に廣義に解せられ、「労働時間」との關係は稀薄となり、唯、「標準」と爲し得られたるものとの百分比を示す事となつた。而して此場合の「標準」とはクック (Cooke) の云ふ如く「單に一の職能を爲す場合の注意深く考察されたる方法、或は器具部品又は製品に關して注意深く引かれた指圖書」と考へられ、更に廣義には、シェルドン (Sheldon) の指摘せる如く、それは生産に於て「爲し得ると指示された最善の道」とも解し得る。標準は一定の時、所に於て或事業が其生産目的遂行に當つて實現し得ると考へられた最高水準に外ならない。此場合

- (一) 標準は實現可能な事、及び其可能性が何らかの方法によつて證明されて居る事を條件とするものである事(此點に於て所謂理想を區別される)
 - (二) 標準は何ら最後のものではなく、よりよき方法の發明發見と共に向上すべきものである事
- の二點は充分注意されねばならない。

かくして能率は經營目的遂行に當り實現可能なりとして示された最高水準と現實の状態との比較度合、約言すれば經營に於て現實にあるものとあり得るとされたものとの關係を示す事となる。(廣義の且一般的意義に於ける能率)

而して此あるものあり得るとされたものに對する百分比が百に近づけば近づく程「能率」がある。又「能率が増進する」と云ひ、他面それは「標準」への接近である點より見て「標準化する」(standardize)と云ふ事もある。

こゝに於て「能率」は經濟主義の端的な表現であるが、而も經濟主義そのものではなく、それが實現の爲の一手段概念たる事が一應明瞭になつた事と思ふ。